

令和4年度「青少年の非行・被害防止運動」に伴う 合同立入・巡回啓発活動実施要領

1 趣旨

令和4年度「青少年の非行・被害防止運動」の一環として、県、県教育委員会、県警察本部が実施する「奈良県青少年の健全育成に関する条例」に基づく立入調査並びに各市が実施する巡回啓発活動が連携し、青少年の健全な育成を阻害する有害環境の点検・浄化活動を推進する。

2 実施日

令和4年度「青少年の非行・被害防止運動」（強調月間）期間中（7月）

3 実施機関

- 奈良県（青少年・社会活動推進課）
- 奈良県教育委員会（教育研究所）
- 奈良県警察本部（少年課、少年サポートセンター）
- 奈良県内各市（奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市）のうち実施を希望する市
- 実施を希望する市の青少年指導員、管轄警察署、少年補導員、青少年健全育成団体関係者、学校関係者など

4 実施における従事者

県側の従事者として、知事より指定を受けた立入調査員（青少年・社会活動推進課、教育研究所、少年課及び少年サポートセンターの各職員）が対応する。

市側の巡回啓発活動の従事者は、各市が県青少年・社会活動推進課と連絡のうえ、調整する。

5 調査対象事業所

興行場（映画館等）、図書類取扱店（書店、ビデオ販売・レンタル店、コンビニエンスストア等）、がん具・刃物類販売店、遊技場（カラオケボックス、ゲームセンター、ボウリング場、インターネットカフェ等）、リサイクルショップ・質屋、貸金業、図書類自動販売機設置場所等（※携帯電話販売店は対象外）

6 実施内容

調査対象事業所における「奈良県青少年の健全育成に関する条例」遵守状況等を確認し、状況に応じて、指導や青少年を取り巻く有害環境の浄化に向けた自主規制の協力要請を行う。

7 留意事項

本活動は、青少年の健全育成を図ることを目的に行われる任意の活動であることから、その活動は、必要な限度に止め、対象事業所（店舗）に無用の負担を強いることのないよう、又、服装、言葉遣い及び態度について相手に不快な印象を与えないよう留意すること。